

# 事務分掌規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の定款に定めるものの他、本協会の組織及び事務の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 本協会の組織は、後記記載の組織図のとおりとする。

## 第2章 事案の決裁等

### (原則)

第3条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長は、この規程の定めるところにより、副会長、理事、事務局長、及び部長に決裁権を委任することができる。

### (会長の決裁事案)

第4条 会長は、次の各号に定める事案を決裁する。

- (1) 理事会及び社員総会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び社員総会の運営に関する事案
- (5) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (6) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (7) 職員の任免（承任、昇格を含む。）分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (9) その他特に重要な事項に関する事案

### (副会長の決裁事案)

第5条 副会長は、次の各号に掲げる執行上の事務的事案を決裁できる。

- (1) 理事会及び社員総会の意見により理事会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 諸規程に関する事案
- (3) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (5) 職員の給与に関する事案
- (6) 契約社員、嘱託職員の雇用及び手当に関する事案
- (7) 収入及び支出に関する事案
- (8) 事務局長の請暇及び勤務に関する事案
- (9) 理事、事務局長及び部長の出張に関する事案
- (10) その他重要な事項に関する事案

(理事の決裁事案)

第6条 理事は、次の各号に掲げる執行上の事務的事案を決裁できる。

- (1) 理事会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 部及び委員会の会議に関する事案
- (3) 報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (5) 委員及びコーチ等の出張に関する事案
- (6) その他比較的重要な事項に関する事案

(事務局長の決裁事案)

第7条 事務局長は、次の各号に掲げる執行上の事務的事案を決裁できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事項
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 部長の請暇及び勤務に関する事項
- (5) 部長及び職員の普通出張に関する事案
- (6) 収入及び支出に関する事案
- (7) 臨時雇員の雇用に関する事案
- (8) その他比較的重要な事項に関する事案

(部長の決裁事案)

第8条 部長は、次の各号に掲げる執行上の事務的事案を決裁できる。

- (1) 部の職員の請暇及び勤務に関する事項
- (2) 職員の日帰り出張に関する事項
- (3) 収入の管理に関する事項
- (4) 小口現金の支出に関する事項

(役員承認)

第9条 事務局長及び部長は、第4条、第5条及び第6条に定める事項の処理にあたっては、事務手続前に当該事務を担当する理事の承認を得た後、会長及び副会長の承認決裁を得て事務を執行するものとする。

(代決)

第10条 次の各号に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在の場合は、当該各号に掲げる者がその事案を決裁することができる。

- (1) 会長 副会長。但し、副会長が欠員の場合は理事
- (2) 副会長 副会長が予め指名する理事
- (3) 理事 事務局長
- (4) 事務局長 部長
- (5) 部長 部長が予め指名する職員

(代決できる事案)

第11条 前条により代行できる事案は、緊急に処理しなければならない事案に限るものとする。但し、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、これを代決することができない。

- 2 重要な事案について代決した場合は、代決者又は当該事案の起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(書面表決)

第12条 緊急その他の諸事情により、会議を開催して審議・決定することが出来ない場合は、会議の構成員に対し、書面で表決を得ることができる。

(未決執行特認)

第13条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長が未決のまま執行を特認することができるものとする。

- 2 前項の場合において未決執行特認者は、起案書にその旨記入すると共に、事後速やかに決裁できる者の承認を受けなければならない。

(諸規程等の拘束)

第14条 本規程第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の定めに拘束される場合は、会長及び副会長の承認を得てこれに従う。

(その他)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

- 2 この規程の改廃は、理事会の議決による。